

第3期
鶴居村子ども・子育て
支援事業計画

令和7年3月
鶴居村

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置付け.....	3
3. 関連計画との関係.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 計画の策定方法.....	5
6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向.....	7
第2章 本村の現状	9
1. 人口の動向.....	11
2. 子育て環境の状況.....	15
3. アンケート調査結果.....	19
第3章 第2期計画の実施状況	31
1. 児童数の状況.....	33
2. 教育・保育事業の状況.....	34
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	35
第4章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念.....	41
2. 基本目標と基本施策.....	42
第5章 施策の展開	43
基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実.....	45
基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	48
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	51
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	53
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	54
基本目標6 子ども等の安全確保.....	55
基本目標7 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進.....	56
第6章 事業計画	59
1. 子ども・子育て支援制度の概要.....	61
2. 教育・保育提供区域の設定.....	63
3. 児童人口の将来推計.....	64
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	65
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	67
6. 教育・保育の一体的提供の推進.....	75
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	76
第7章 計画の推進	77
1. 計画の推進体制.....	79
2. 計画の点検・評価・改善.....	79
3. 計画の推進に向けた3つの連携.....	80

資料編	81
鶴居村子ども・子育て会議設置要綱.....	83
鶴居村子ども・子育て会議委員名簿.....	84
計画策定の経過.....	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

その後、令和5年4月にはこども家庭庁が設置されるとともに、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本村においては令和2年度から令和6年度までを計画期間として「第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向けた取組を進めてきました。

第2期計画は令和6年度に終期を迎えることから、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

「第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」を最上位計画とし、村の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定



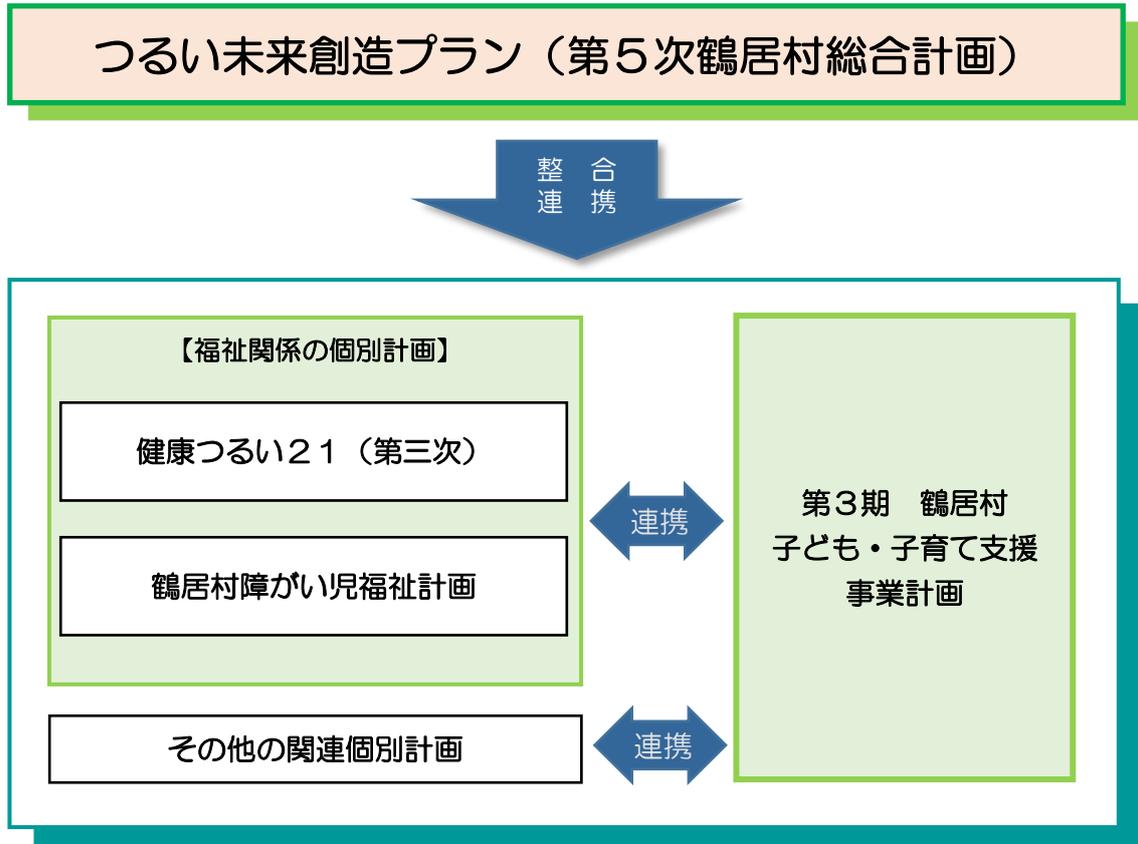
第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

本計画は、「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」を上位計画とし、鶴居村における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）



4. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

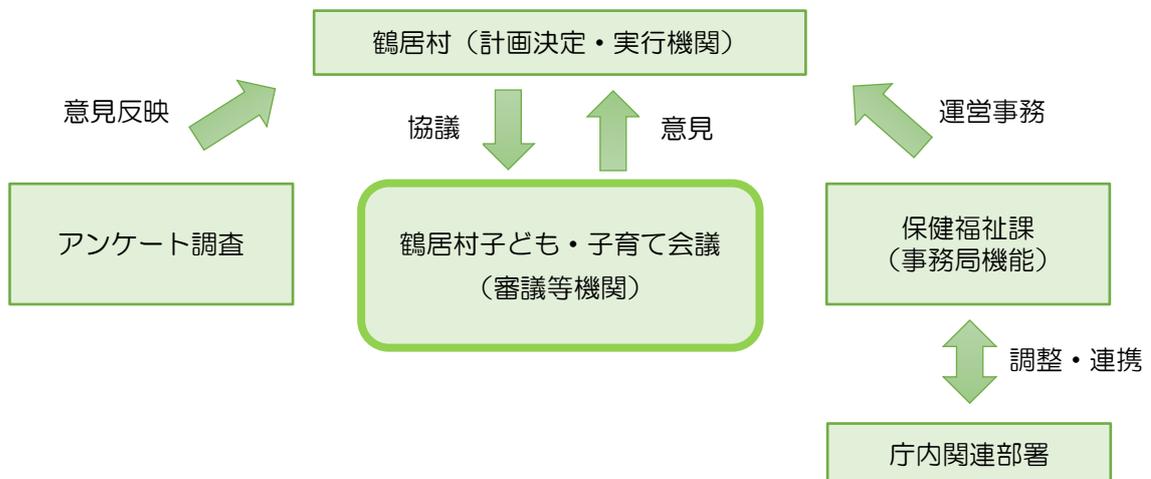
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期鶴居村 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期鶴居村 子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている合議制の機関である「鶴居村子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ



(2) アンケートの実施

鶴居村の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、就学前児童をもつ保護者及び小学生児童をもつ保護者を対象にアンケート調査を実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

①調査対象及び調査方法等

調査対象	令和6年6月1日現在 鶴居村に在住する就学前児童及び小学生の保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者：55世帯 ・小学生の保護者：91世帯
調査期間	令和6年6月
調査方法	郵送による配布・回収（郵送法）

②回収結果

	配布数（人）	回収数（人）	回収率（％）
就学前児童の保護者向け	55	33	60.0
小学生の保護者向け	91	44	48.4
合計	146	77	52.7

6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

・こども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 本村の現状

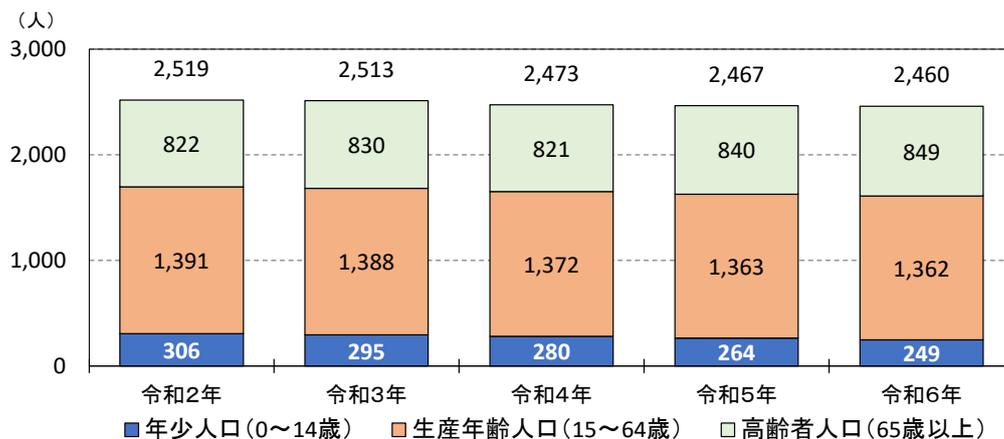
1. 人口の動向

(1) 鶴居村の人口推移

令和2年に2,519人だった本村の総人口はゆるやかな減少が続いており、令和6年には2,460人となっています。

年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向がみられますが、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

■年齢3区分別の人口推移



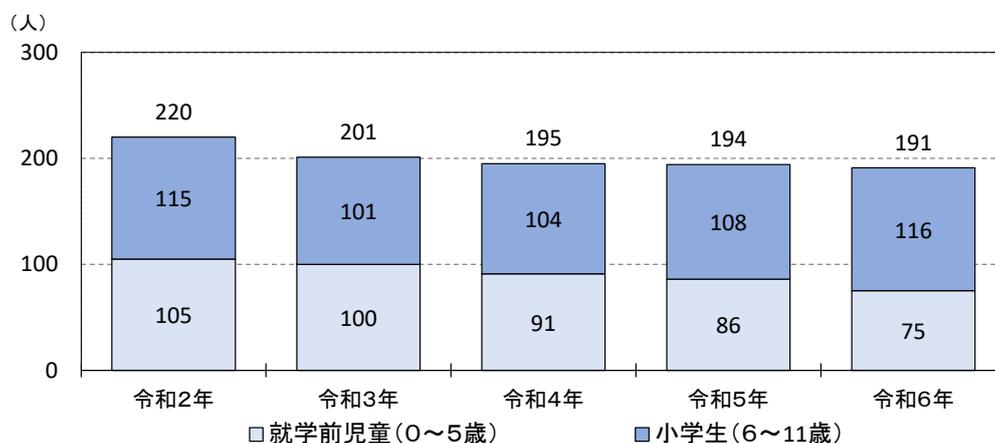
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 児童人口の推移

就学前児童（0～5歳）は令和2年の105人から減少が続いており、令和6年は75人となっています。

小学生（6～11歳）は令和3年の101人から増加傾向となっており、令和6年は116人の状況です。

■児童人口の推移



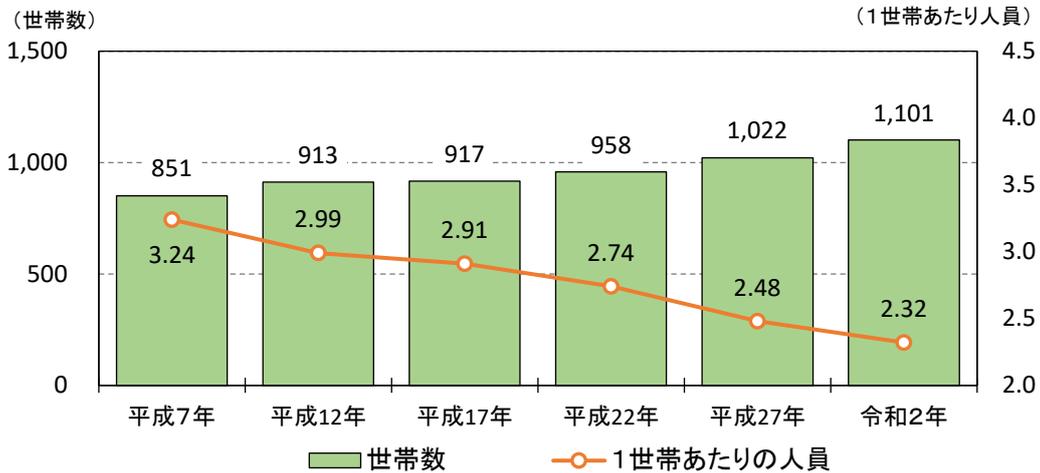
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 一般世帯数の推移

国勢調査による鶴居村の世帯数は平成7年から年々増加しており、令和2年は1,101世帯となっています。

1世帯あたりの人員は平成7年から減少が続いており、核家族化の進展がうかがえます。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



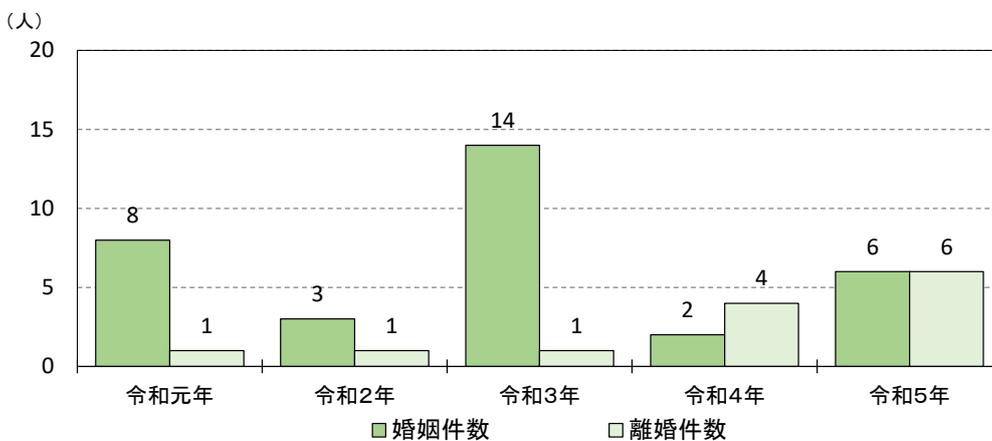
出典：国勢調査

(4) 婚姻と離婚

令和元年から令和5年における婚姻件数はおおむね10件未満で推移していますが、令和3年のみ14件と多い状況です。

また、離婚件数は令和元年から令和3年まで毎年1件で推移していましたが、令和4年から増加傾向となっています。

■婚姻及び離婚件数の推移

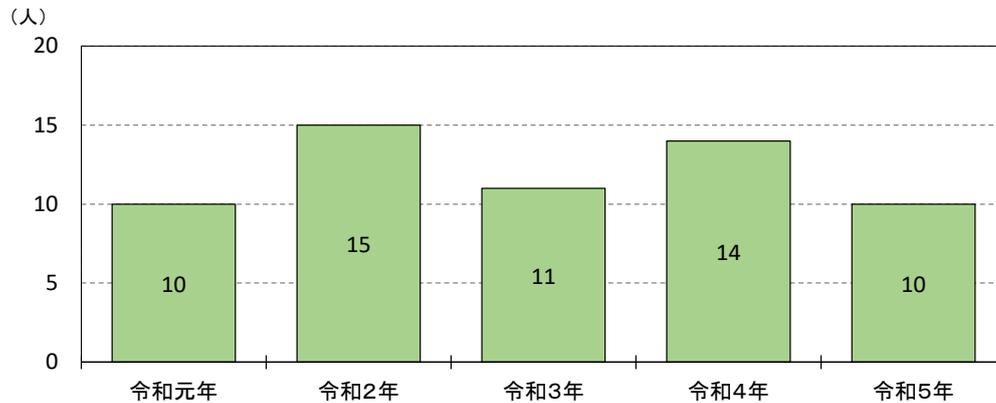


出典：鶴居村

(5) 出生数の推移

本村では令和元年から令和5年にかけて毎年10人以上の出生があり、平均の出生数は12人となっています。

■出生数の推移



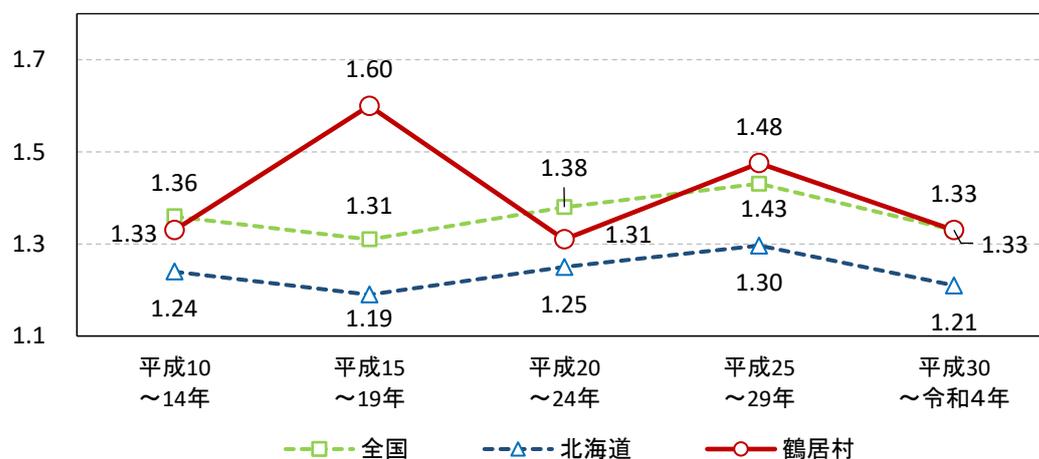
出典：鶴居村

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本村の合計特殊出生率は平成15～19年は国及び北海道よりも高くなりましたが、それ以外の期間はおおむね全国とほぼ同等の水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計特殊報告

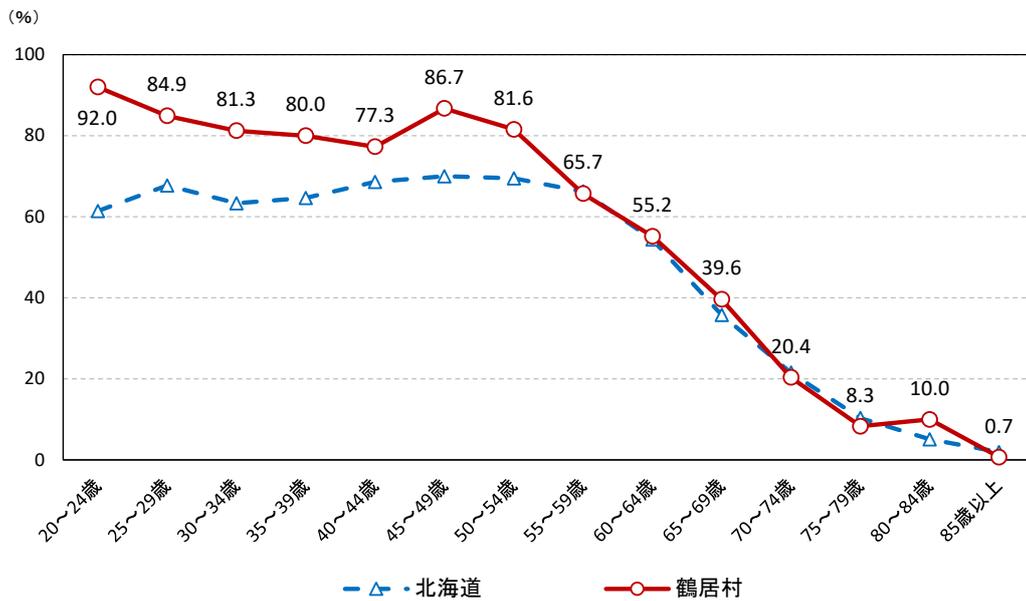
(7) 女性の就労の状況

女性の年代別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率がいったん低下する、いわゆるM字カーブを描くことが多いと言われています。

令和2年の国勢調査に基づく女性の年齢階級別就労率をみると、本村は20～24歳の92.0%から40～44歳の77.3%まで徐々に就労率が下がり、その後45～49歳に高くなる曲線を描いています。

また、北海道平均と比較してみると、本村は20歳から54歳まで北海道を上回る就労率となっています。

■女性の就労状況（令和2年）



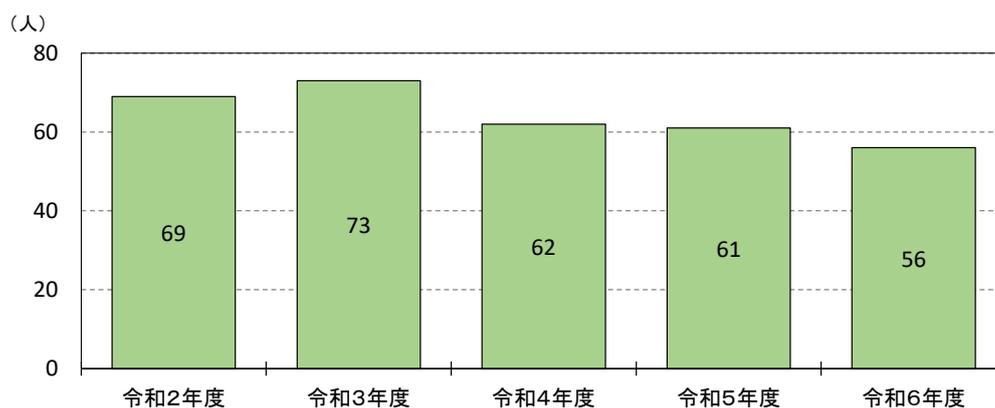
出典：国勢調査

2. 子育て環境の状況

(1) 保育所の状況

保育所利用者数は、令和3年度の73人から減少しており、令和6年度は56人となっています。

■保育所利用者数の推移



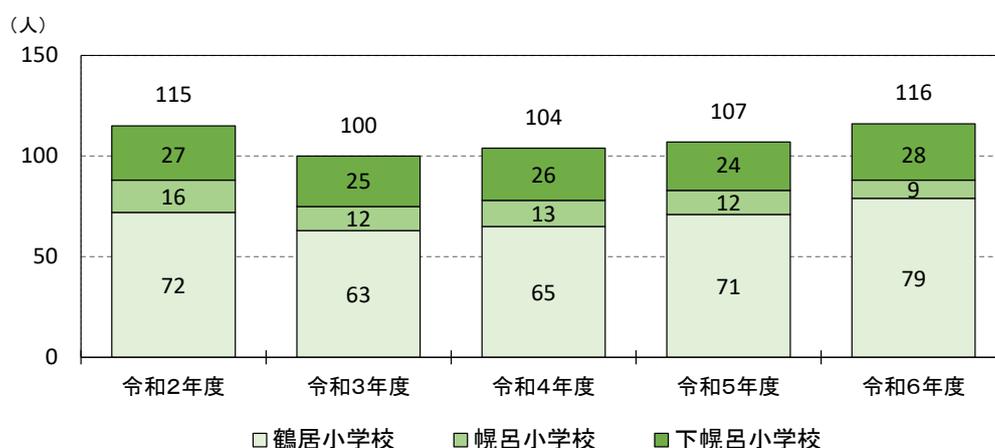
出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(2) 小学校の状況

小学校児童数は令和3年度の100人から増加が続いており、令和6年度は116人となっています。

小学校別の児童数をみると、令和3年度から令和6年度にかけて鶴居小学校及び下幌呂小学校は増加傾向がみられ、幌呂小学校は減少傾向となっています。

■小学校児童数の推移



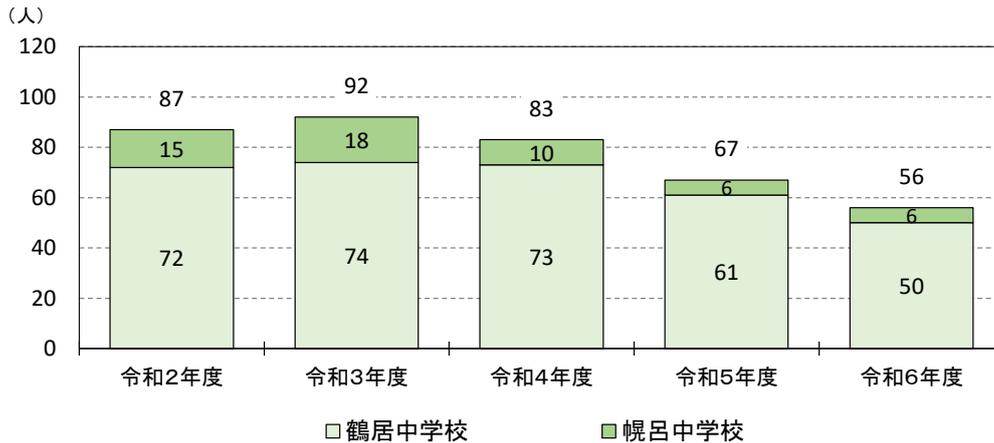
出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(3) 中学校の状況

中学校生徒数は令和3年度の92人から減少が続いており、令和6年度には56人となっています。

中学校別の生徒数をみると、鶴居中学校及び幌呂中学校ともに令和3年度から減少傾向で推移している状況です。

■中学校生徒数の推移



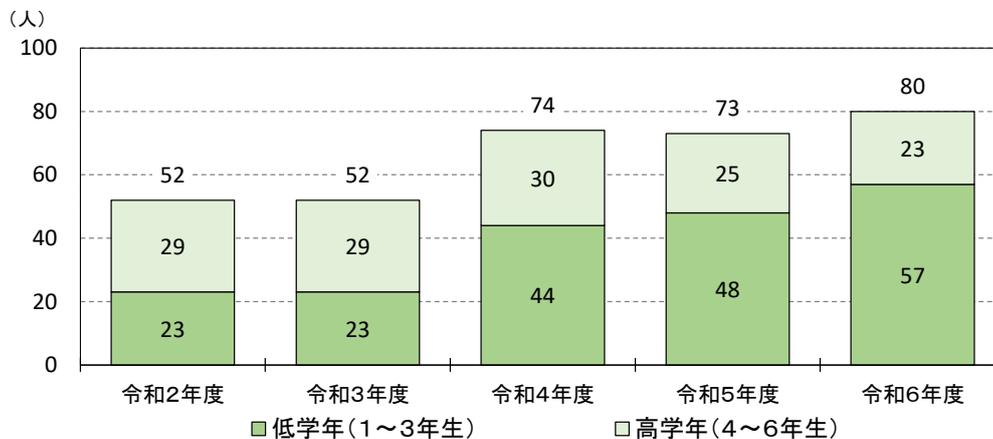
出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用者数の合計は令和2年度から令和3年度にかけて横ばいに推移していましたが、令和4年度から増加傾向がみられ、令和6年度は80人となっています。

放課後児童クラブ利用者数を学年区分別でみると、低学年（1～3年生）は増加している一方、高学年（4～6年生）は減少しています。

■放課後児童クラブ利用者数の推移



出典：鶴居村（各年5月1日現在）

■低学年（1～3年生）の利用者数の推移

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下幌呂放課後児童クラブ 「青空キッズ」	9	9	13	15	17
鶴居村子どもセンター 放課後児童クラブ	14	14	31	33	40
合 計	23	23	44	48	57

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

■高学年（4～6年生）の利用者数の推移

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下幌呂放課後児童クラブ 「青空キッズ」	14	10	13	10	8
鶴居村子どもセンター 放課後児童クラブ	15	19	17	15	15
合 計	29	29	30	25	23

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(5) 特別支援の状況

小学校の特別支援児童数は令和2年度の9人から増加傾向がみられますが、中学校の特別支援生徒数は減少傾向で推移しています。

■特別支援の状況

単位：クラス、人

施設名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学級数	7	7	8	9	8
	児童数	9	10	13	14	15
中学校	学級数	5	4	3	3	2
	生徒数	8	7	4	4	3

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(6) 障がい児支援の状況

障がい児支援サービスの利用者数は令和2年度から増加傾向で推移しており、特に放課後等デイサービスは令和2年度の9人から令和6年度には24人まで増加しています。

■障がい児支援サービスの利用者数

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害児相談支援	13	21	28	26	26
放課後等デイサービス	9	19	22	24	24
児童発達支援	4	4	8	6	6

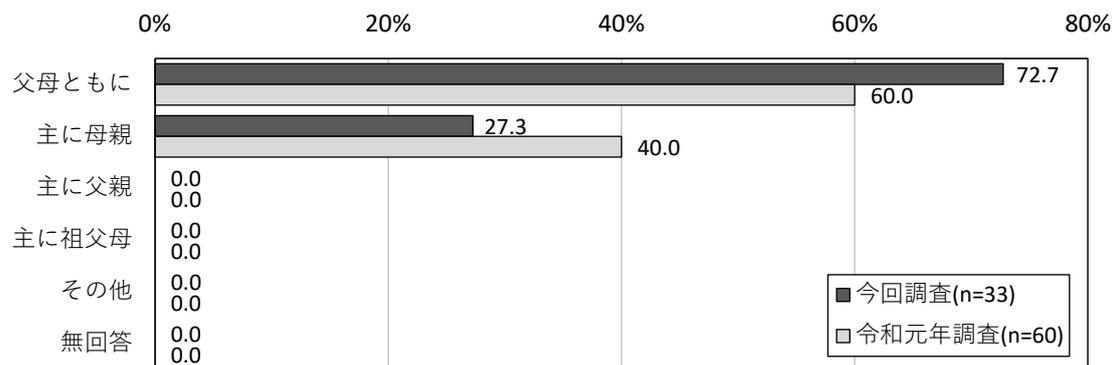
出典：鶴居村（各年5月1日現在）

3. アンケート調査結果

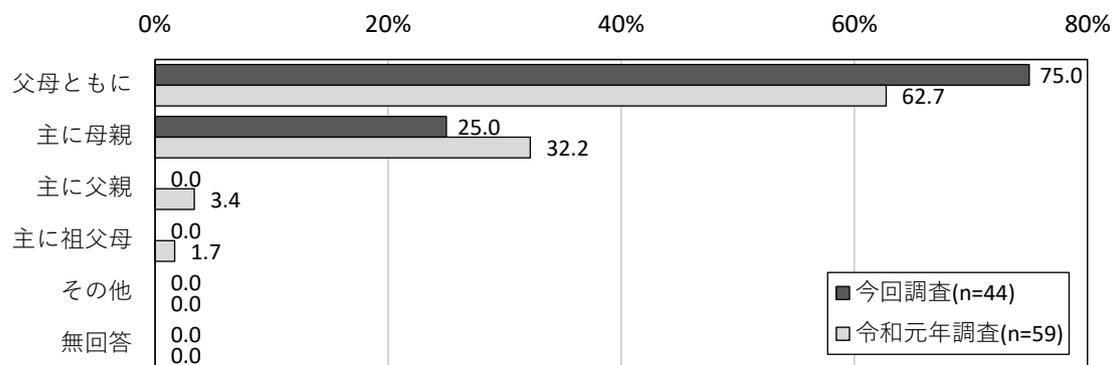
(1) 子育てを主に行っている人

就学前児童の保護者は「父母ともに」が72.7%、「主に母親」が27.3%、小学生の保護者は「父母ともに」が75.0%、「主に母親」が25.0%となっています。

《 就学前児童の保護者 》



《 小学生の保護者 》

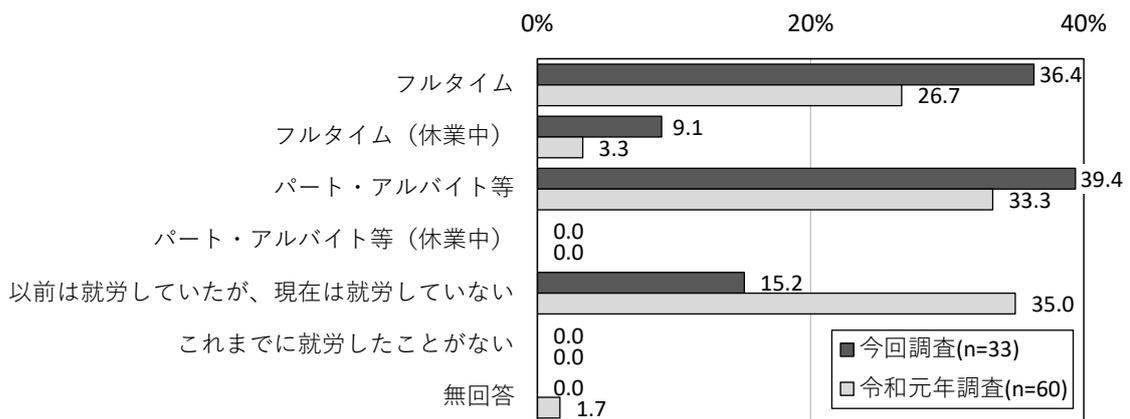


(2) 母親の就労状況

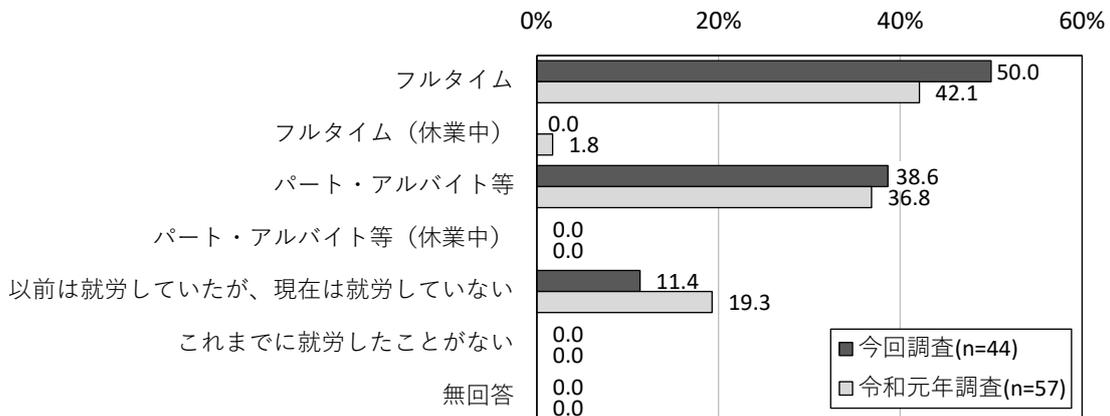
就学前児童の保護者は「パート・アルバイト等」が39.4%で最も多く、次いで「フルタイム」(36.4%)が続いています。令和元年調査と比べると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.8ポイント減少しています。

小学生の保護者は「フルタイム」が50.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(38.6%)が続いています。令和元年調査と比べても、大きな差異はありません。

◀ 就学前児童の保護者 ▶



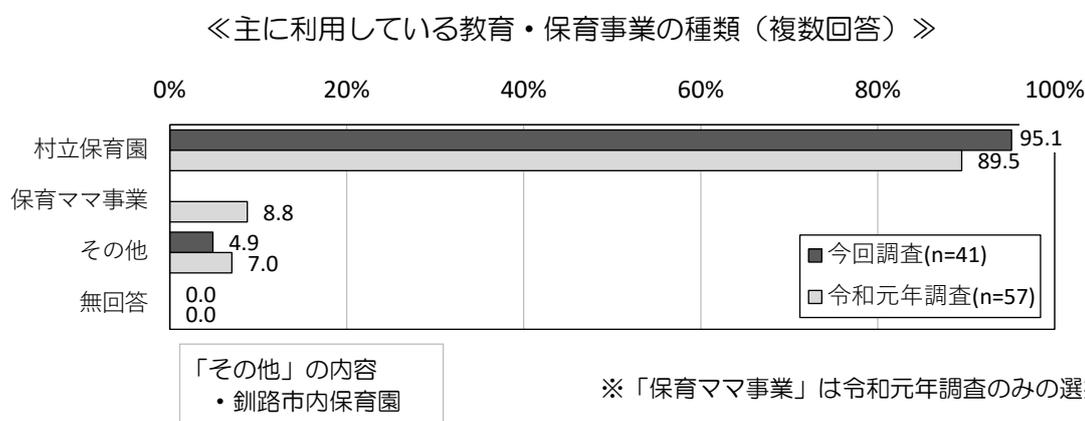
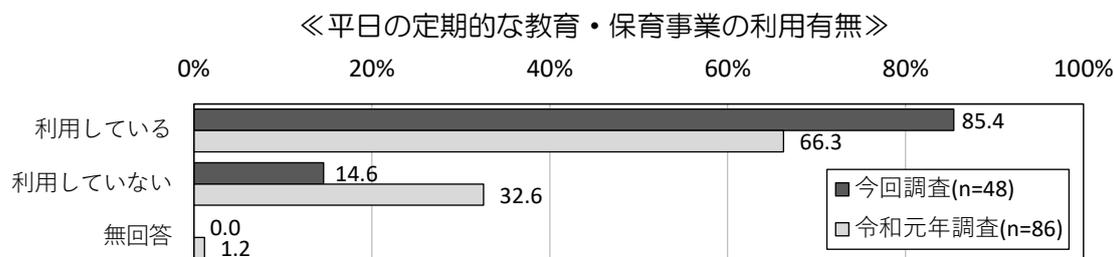
◀ 小学生の保護者 ▶



(3) 現在の教育・保育施設の利用状況 (就学前児童の保護者のみ)

現在、定期的な教育・保育事業を「利用している」人は85.4%で、令和元年調査と比べて、19.1ポイント増加しています。

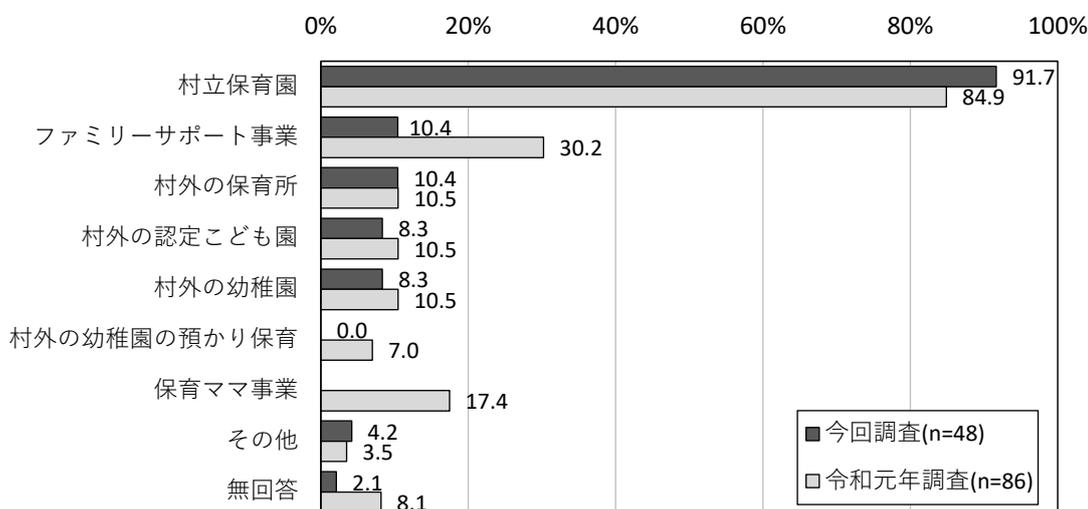
定期的にご利用している教育・保育事業は、「村立保育園」が95.1%、「その他」が4.9%となっています。



(4) 教育・保育事業の今後の利用意向 (就学前児童の保護者のみ)

今後、定期的にご利用したい平日の教育・保育事業は、「村立保育園」が91.7%で最も多く、次いで「ファミリーサポート事業」「村外の保育所」(それぞれ10.4%)が続いています。

令和元年調査と比べると、「ファミリーサポート事業」が19.8ポイント減少しています。

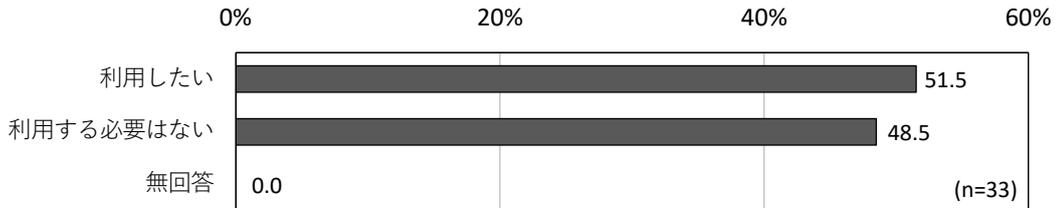


(5) 一時預かり等の利用意向 (就学前児童の保護者のみ)

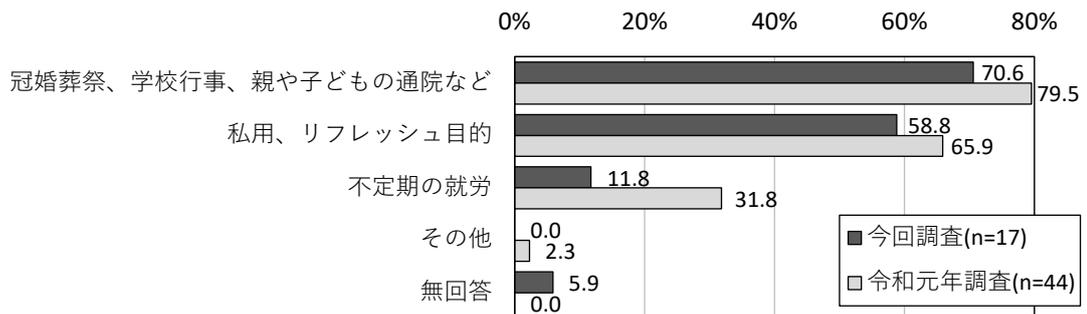
今後、一時預かり等を「利用したい」と回答した人は51.5%、「利用する必要はない」と回答した人は48.5%となっています。

一時預かり等を利用したい理由は、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」が70.6%で最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」(58.8%)が続いています。

《今後の一時預かり等の利用希望》

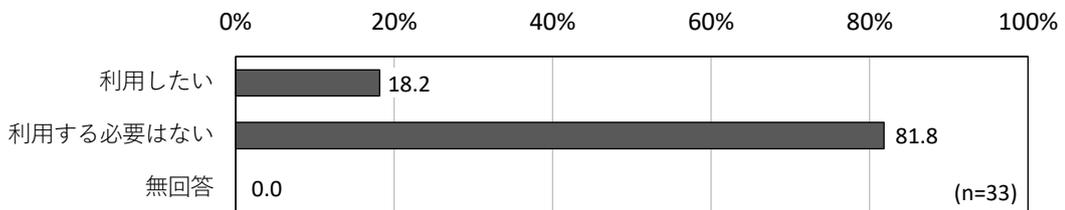


《一時預かり等を利用したい理由(複数回答)》



(6) ショートステイの利用意向 (就学前児童の保護者のみ)

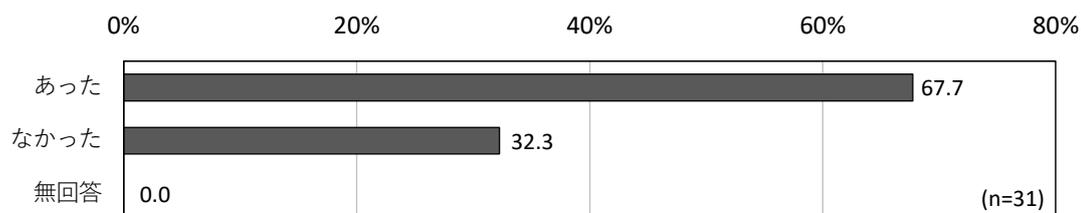
今後、ショートステイを「利用したい」と回答した人は18.2%、「利用する必要はない」と回答した人は81.8%となっています。



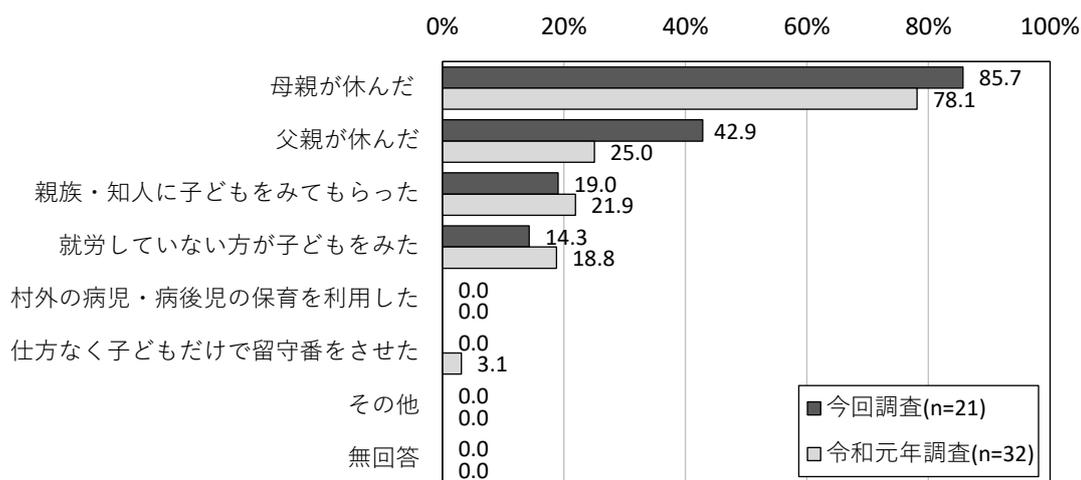
(7) 子どもが病気やケガのときの対応方法 (就学前児童の保護者のみ)

子どもが病気やケガのときに教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」人は67.7%、「なかった」人は32.3%となっています。
 その対応方法は、「母親が休んだ」が85.7%で最も多く、次いで「父親が休んだ」(42.9%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(19.0%)が続いています

《今後の一時預かり等の利用希望》

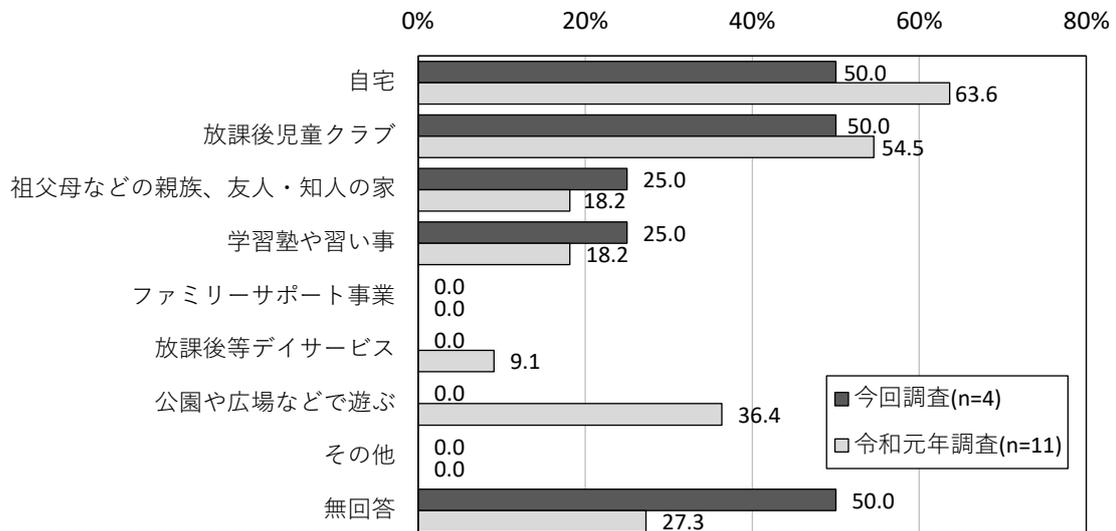


《子どもが病気やケガのときの対応方法 (複数回答)》



(8) 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所 (就学前児童の保護者のみ)

5歳以上の子どもがいる人に小学校就学後、放課後を過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」「放課後児童クラブ」がそれぞれ50.0%（2人）、「祖父母などの親族、友人・知人の家」「学習塾や習い事」がそれぞれ25.0%（1人）となっています。

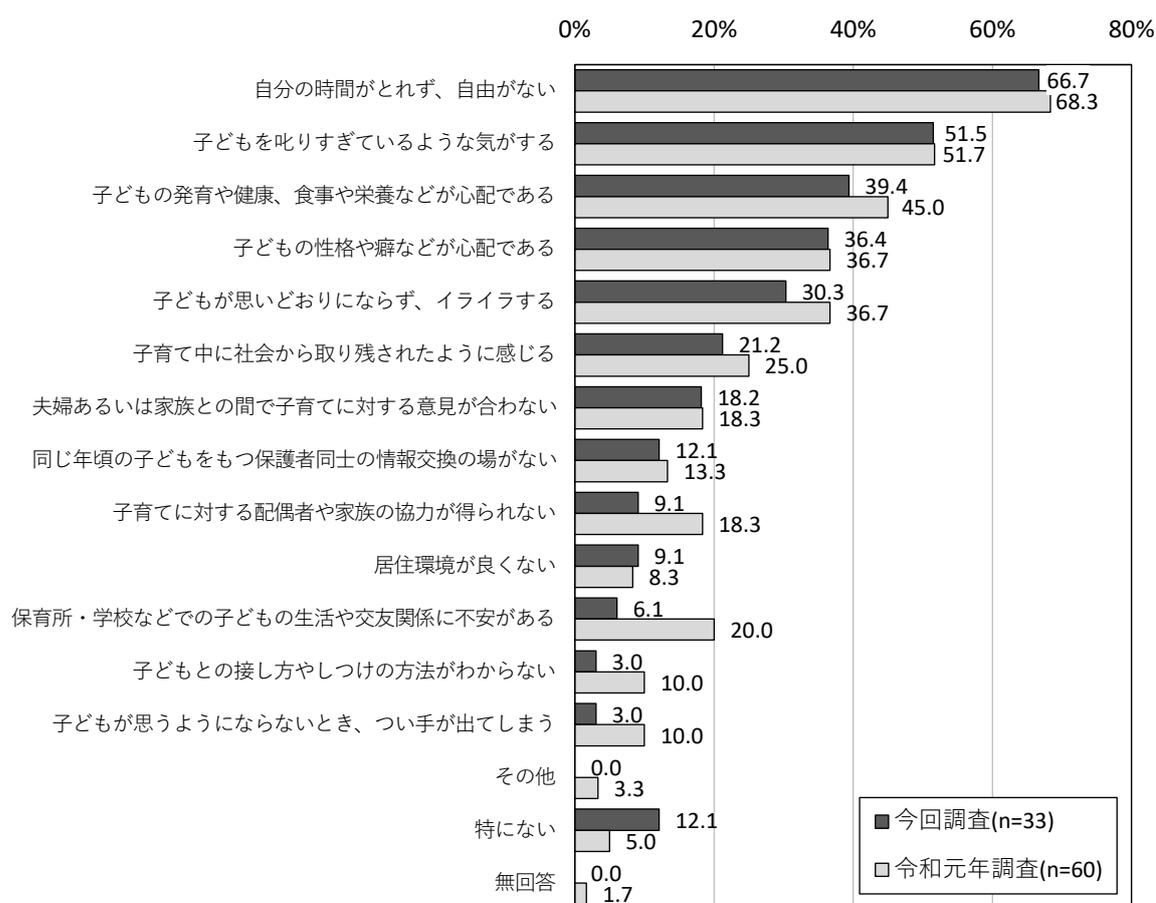


(9) 子育てをする上で感じること

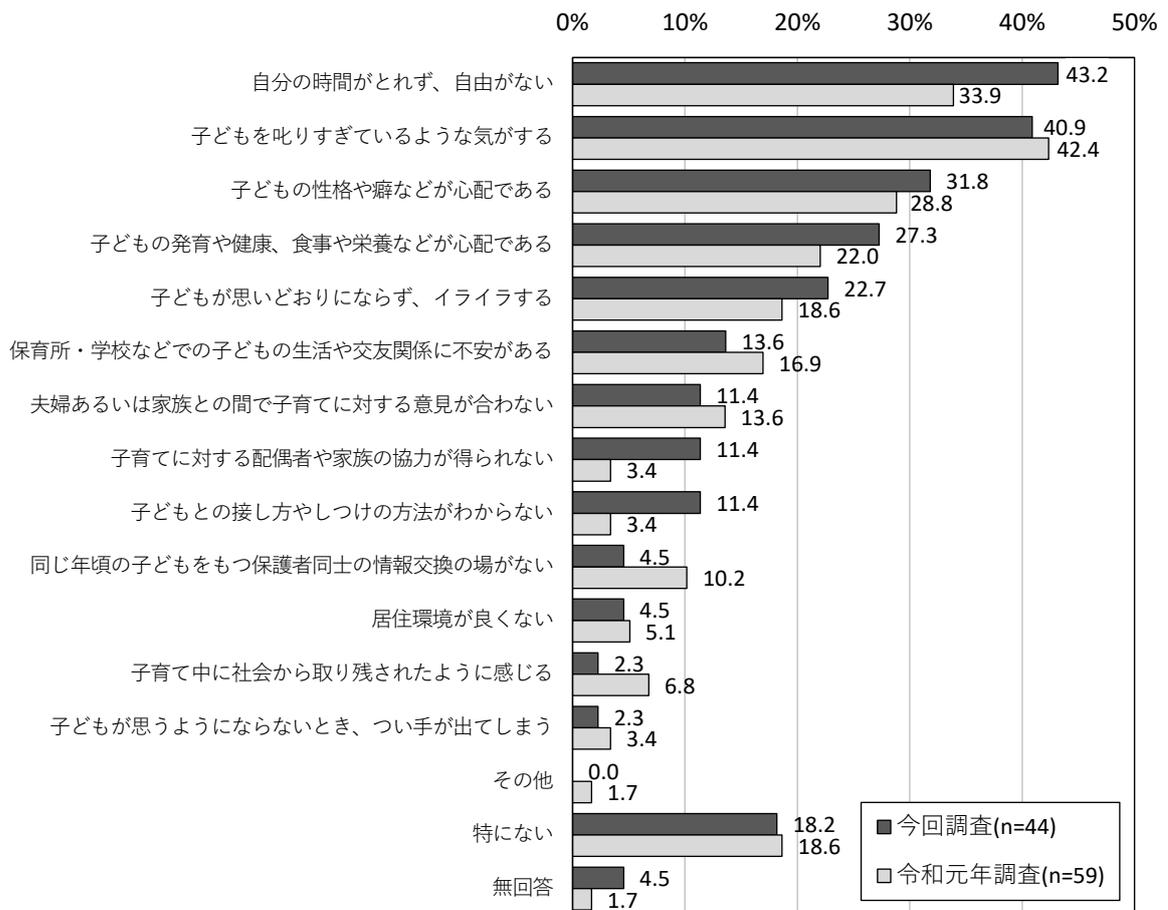
就学前児童の保護者は、「自分の時間がとれず、自由がない」が66.7%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」(51.5%)、「子どもの発育や健康、食事や栄養などが心配である」(39.4%)が続いています。

小学生の保護者は、「自分の時間がとれず、自由がない」が43.2%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」(40.9%)、「子どもの性格や癖などが心配である」(31.8%)が続いています。

◀ 就学前児童の保護者 ▶



《 小学生の保護者 》

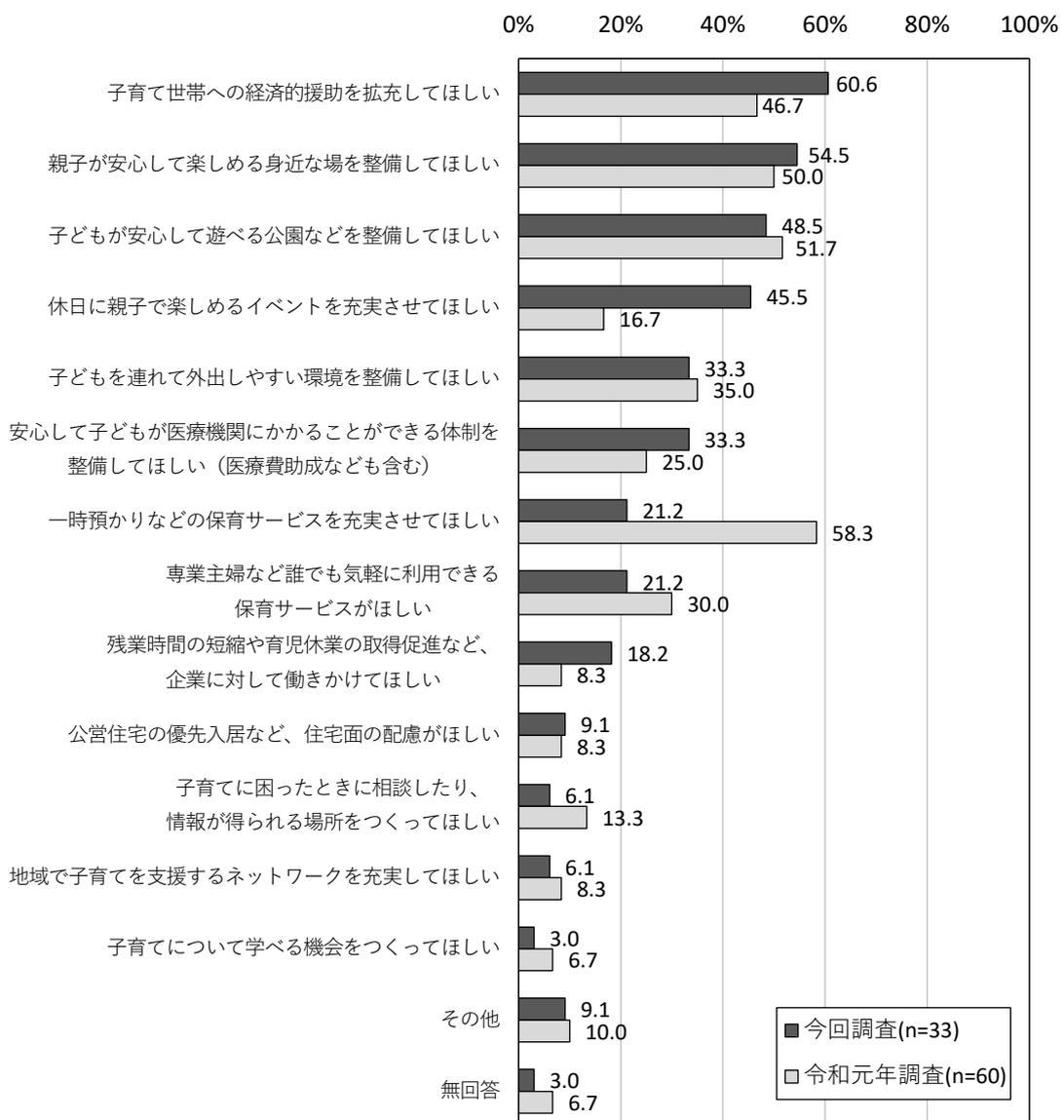


(10) 村の子育て支援について特に期待すること

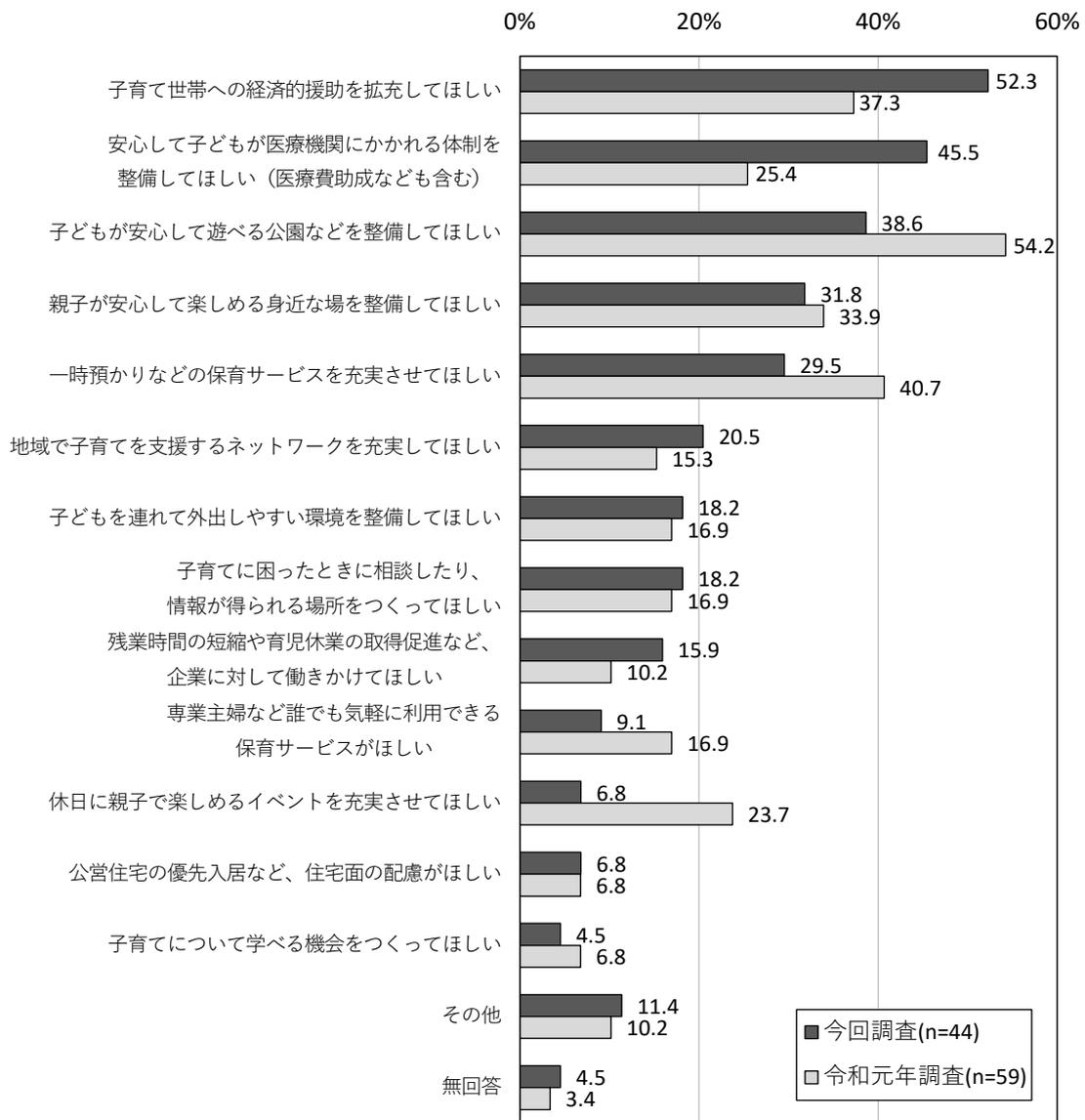
就学前児童の保護者は、「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」が60.6%で最も多く、次いで「親子が安心して楽しめる身近な場を整備してほしい」(54.5%)、「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」(48.5%)が続いています。

小学生の保護者は、「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」が52.3%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい(医療費助成なども含む)」(45.5%)、「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」(38.6%)が続いています。

◀ 就学前児童の保護者 ▶



《 小学生の保護者 》

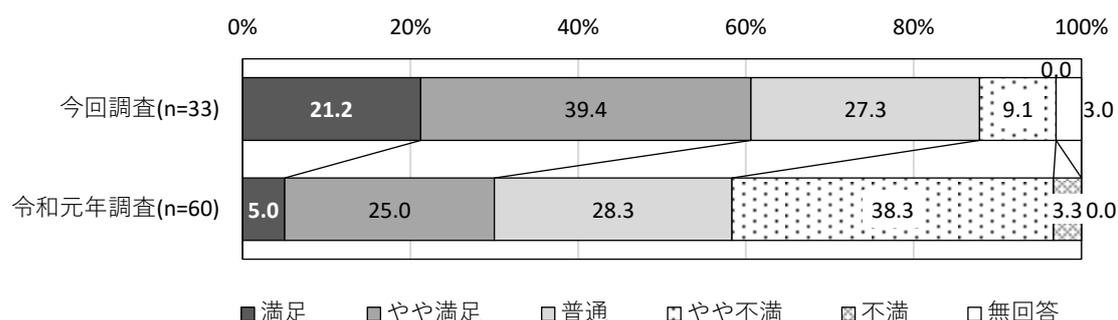


(11) 子育て環境・支援の満足度

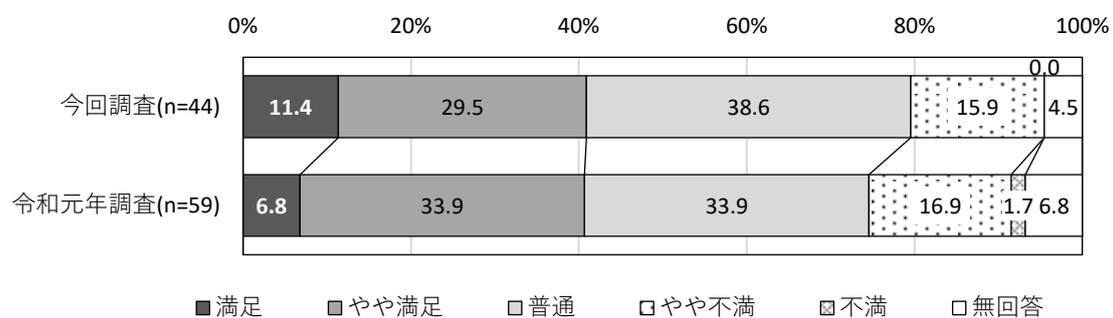
就学前児童の保護者は「満足」(21.2%)と「やや満足」(39.4%)の合計は60.6%となっています。一方、「やや不満」「不満」の合計は9.1%となっています。令和元年調査と比べると、「満足」「やや満足」の合計は30.6ポイント増加しています。

小学生の保護者は「満足」(11.4%)と「やや満足」(29.5%)の合計は40.9%となっています。一方、「やや不満」「不満」の合計は15.9%となっています。令和元年調査と比べても、大きな差異はありません。

《 就学前児童の保護者 》



《 小学生の保護者 》



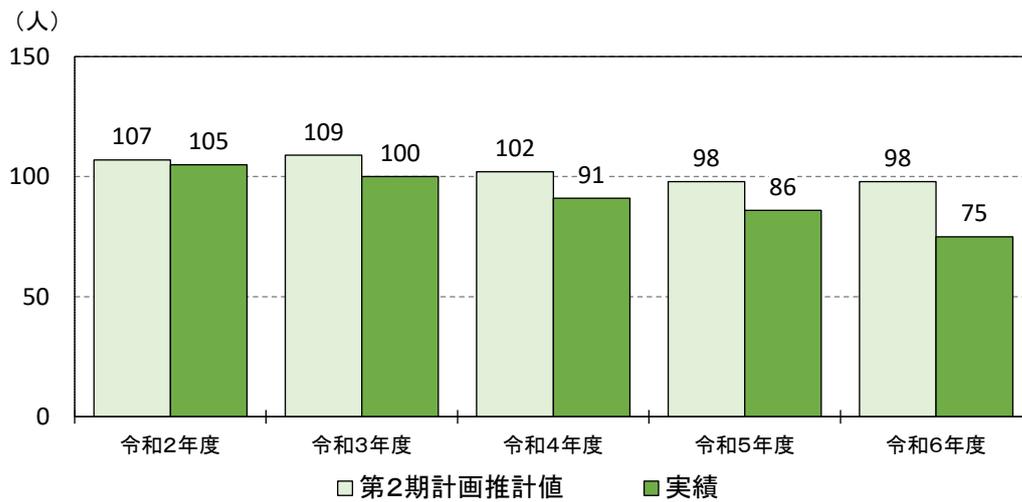
第3章 第2期計画の実施状況

1. 児童数の状況

第2期計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は令和2年度以降、実績が推計値を下回って推移してきました。

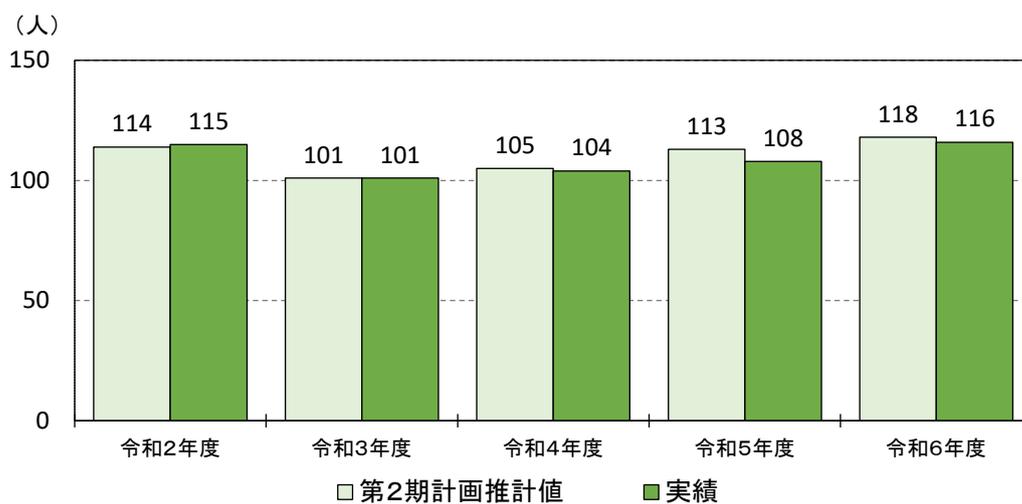
一方、小学生児童数は推計値に近い実績で推移しました。

■就学前児童数の推移



出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

■小学生児童数の推移



出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

村内に教育施設がないため1号認定（保育の必要性のない3歳以上の児童）の受け入れは特別利用保育及び広域入所で対応しています。

1号認定の利用実績は令和3年度の25人をピークに減少傾向で推移し、令和6年度は7人となっていますが、いずれの年度も量の見込みを上回って推移しました。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	4	5	3	3	3
	1号認定		3	3	2	2	2
	2号認定		1	2	1	1	1
	確保方策		10	10	10	10	10
実 績			20	25	20	19	7

出典：実績は各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

2号認定（保育を必要とする3歳以上の児童）の受け入れ実績は令和2年度の39人から減少傾向で推移していましたが、令和6年度は増加に転じて33人となっています。

いずれの年度も量の見込みと同等又は下回って推移しました。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	40	43	35	33	33
	確保方策		50	50	50	50	50
実 績			39	39	29	25	33

(2) 3号認定（3歳未満／保育）

3号認定（保育を必要とする3歳未満の児童）の受け入れ実績は年度により増減はあるものの増加傾向となりましたが、量の見込みを下回って推移しました。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	18	17	19	19	19
	0歳		3	3	3	3	3
	1・2歳		15	14	16	16	16
	確保方策		21	21	21	21	21
実 績			10	8	13	12	17
0歳			0	1	0	1	0
1・2歳			10	7	13	11	17

出典：実績は各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本村では利用者支援事業としては実施せず、担当課を窓口として子育てに関する相談・助言等により利用者支援を行いました。

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画（量の見込み）	箇所	0	0	0	0	0
実 績		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では地域子育て支援拠点事業の類似事業として子育て支援事業「あそびのひろば」や子育てサークル「ひよこ会」を実施しており、量の見込みを下回って推移しました。

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	23	22	25	25	25
	確保方策	30	30	30	30	30
実 績	人回/月	21	14	9	12	—

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

健診回数は量の見込みを上回る実績で推移しました。

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	222	222	222	222	222
	確保方策	222	222	222	222	222
実 績	回	398	253	311	273	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進委員等が乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

令和2年度及び令和3年度は量の見込みを上回る実績でしたが、令和4年度以降は量の見込みを下回って推移しました。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	15	15	15	15	15
	確保方策		15	15	15	15	15
実 績			20	16	10	10	—

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

計画期間内において本事業の対象となる家庭はなく、実績はありませんでした。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

計画期間内において本事業の実績はありませんでした。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では本事業は実施しておらず、実績はありませんでした。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

一時預かり（幼稚園型）の実績はありませんでしたが、鶴居村子育て支援対策事業で一時預かりを実施しており、実績は量の見込みを下回って推移しました。

①一時預かり（幼稚園型）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

②一時預かり（幼稚園型以外）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日	484	493	461	443	443
	確保方策		500	500	500	500	500
実 績			270	176	166	11	—

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

本村では鶴居保育所にて実施している時間外預かり及び鶴居村社会福祉協議会にて実施している鶴居村子育て支援対策事業により対応しており、利用実績は量の見込みを上回って推移しました。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	7	7	6	6	6
	確保方策		10	10	10	10	10
実 績			10	16	15	12	—

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本村では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日	65	66	62	59	59
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本村では、鶴居村子どもセンターで実施している放課後児童クラブと下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」で本事業を実施しており、量の見込みを大きく上回る利用実績となっています。

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	34	31	35	40	42
	1年生		6	7	12	11	9
	2年生		4	6	7	12	11
	3年生		7	4	6	7	12
	4年生		4	4	2	4	4
	5年生		6	4	4	2	4
	6年生		7	6	4	4	2
	確保方策		60	60	60	60	60
実 績		52	52	74	73	80	
	1年生	6	11	21	15	22	
	2年生	5	7	12	21	16	
	3年生	12	5	11	12	19	
	4年生	7	12	6	9	9	
	5年生	6	10	12	7	7	
	6年生	16	7	12	9	7	

※各年4月1日現在

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすることとされています。

そのような中、本村では令和2年度から第2期計画を推進し、本村の子どもが健やかに育ち、全ての家庭が自信をもって子育てができるよう努めてきました。

本計画においてもこれらの取組を継続するとともに子ども・子育て支援に関する取組を充実させ全ての家庭が安心して子育てができるよう第2期計画の基本理念を継承し、次のとおり基本理念を設定します。

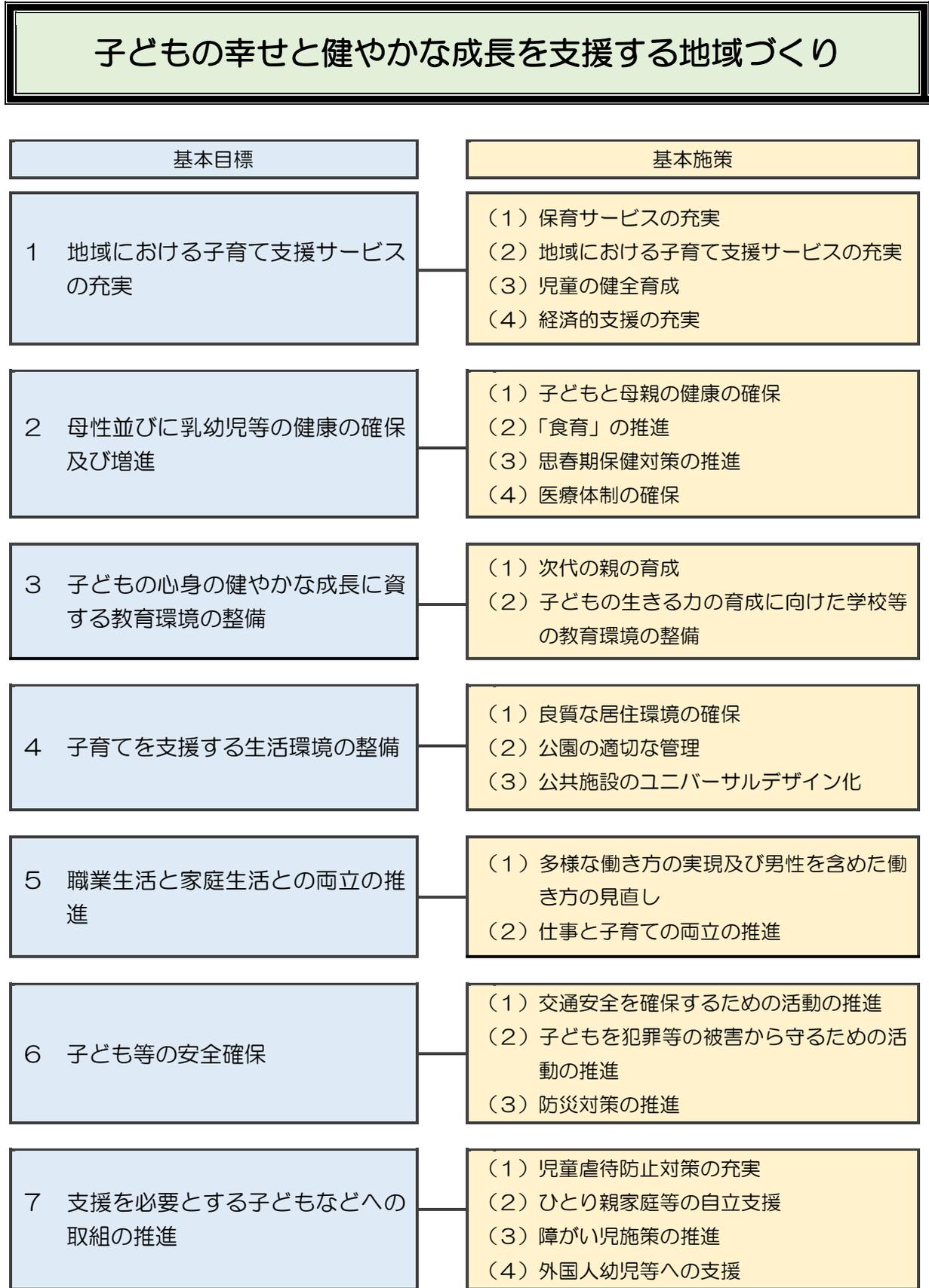
基本理念

子どもの幸せと健やかな成長を
支援する地域づくり

本計画の推進を通じて、子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの人権と最善の利益が尊重されるよう、必要となる支援を等しく受けられる環境を整え、全ての子どもを支援する視点を持って取り組みます。

また、保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

2. 基本目標と基本施策



第5章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など、子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下が社会的課題となっています。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

(1) 保育サービスの充実

取組名	取組の内容	担当課
通常保育の充実	本村の保育に係る中心的施設である「鶴居保育園」において、子育てをしている人が安心して働けるよう、安全の確保に努め、多様な遊びや園行事の開催により、児童の心身の健やかな成長を助長する保育を行います。	保健福祉課
延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。	保健福祉課
保育の質の向上	保育内容や保育士の資質の向上を図るため、各種研修会等に積極的に参加し、その充実に努めます。	保健福祉課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

取組名	取組の内容	担当課
保育サービスに関する情報提供	広報誌、回覧、IP告知端末等により、子育てに関する情報提供や意識啓発を行い、本村において充実した子育てができるよう支援します。	保健福祉課
鶴居村子育てサポート事業	育児の支援を受けたい人で行いたい人が会員になり、保護者の勤務等により昼間又は夜間・休日において児童の保育に欠ける場合、地域協力者が公共施設や自宅で保護者に代わって児童を預かる育児支援事業を行います。 今後は利用ニーズに対応できる体制づくりに向けて、支援会員の確保に努めます。	保健福祉課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育園や認定こども園に通っていない0歳～2歳の子どもの対象に、時間単位で子どもを預かる事業を令和8年度から提供します。	保健福祉課

取組名	取組の内容	担当課
放課後児童クラブ	「鶴居放課後児童クラブ」及び下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を預かります。 今後は地域の実情に合わせた利用ニーズに対応できる体制づくりに向けて、放課後児童支援員の確保に努めます。	保健福祉課 教育委員会
子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	これまで実施してきた子育て支援事業「あそびのひろば」や子育てサークル「ひよこ会」等の取組を継続し、子育ての交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	保健福祉課
絵本の紹介及び読み聞かせ	乳幼児健診の機会に、赤ちゃんへの読み聞かせの方法等を説明しながら、親子のコミュニケーションや温かいことば掛けを応援する運動の実施を行います。	保健福祉課

(3) 児童の健全育成

取組名	取組の内容	担当課
学校等の社会資源及び子ども会等を活用した取組	各子ども会等の地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、児童の健全育成活動に努めます。	教育委員会
自然体験活動をはじめとする多様な体験機会の提供	わんぱくアドベンチャークラブの開催や2町村交流ネイチャーアドベンチャー等の広域的な連携により、「自然や物を大切に作る心」や「連帯性」「創意工夫する力」を培うため、本村の恵まれた自然環境を活用した多様な体験機会を提供します。 また、体験活動の機会充実に向けた検討を進めます。	教育委員会
主任児童委員又は児童委員における相談活動	子どもの学校生活での悩み、親の育児に対する悩みを気軽に相談できるよう、民生委員児童委員・主任児童委員の配置を継続するとともに、村民に広く周知を行います。	保健福祉課
高齢者との世代間交流の推進	お年寄りをいたわる「やさしい心」を育成するため、鶴居保育園と高齢者との交流を推進します。	保健福祉課

(4) 経済的支援の充実

取組名	取組の内容	担当課
第1子以降への出産祝金・就学祝金の支給	第1子以降への出産祝金及び就学祝金の支給により、本村において経済的にも安定した子育てができるよう支援します。	保健福祉課
不妊治療費等助成金交付事業	不妊治療に要した額から、高額療養費や付加給付金等の補助額を除いて、最終的な自己負担額に対して上限額を限度に助成します。	保健福祉課
妊婦健康診査費助成	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、妊婦健康診査に係る費用を全額助成し経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課
紙おむつ処理用袋支給事業	乳幼児や要介護者等が使用する紙おむつの処理費用軽減等の目的から、1歳未満の乳児を養育している保護者、鶴居村家族介護用給付事業により支給決定を受けている者、鶴居村地域生活支援事業日常生活用具給付事業により支給決定を受けている者の負担軽減を図ります。	保健福祉課
乳幼児・児童生徒・高校生医療費助成	乳幼児・児童生徒を養育している保護者の方に、保険診療の範囲内で掛かった医療費の自己負担分を助成します。	保健福祉課
新生児聴覚検査助成事業	新生児又は特別な事情があると認められる乳児の保護者を対象に、新生児聴覚検査の費用を全額助成します。	保健福祉課
1か月児健康診査助成事業	生後1か月の乳児が受けた健康診査費用を助成します。	保健福祉課
ひとり親家庭等への経済的支援	児童を養育しているひとり親家庭等の自立に向けて、児童扶養手当などの経済的支援を行います。	保健福祉課
出産・子育て応援給付金	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の負担を軽減するため、伴走型相談支援の面談実施後に、出産・子育て応援給付金を支給します。	保健福祉課
給食費無償化事業	保育園に在籍する園児及び村内小中学校に在籍する児童・生徒の給食費を無償化します。	保健福祉課 教育委員会

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

「健康つるい21（第三次）」の趣旨を十分に踏まえ、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

(1) 子どもと母親の健康の確保

取組名	取組の内容	担当課
妊婦安心サポート事業	妊婦さんの出産に係る情報を事前に登録することで、緊急時に救急車で出産予定医療機関に搬送します。	保健福祉課
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	出産・子育てに必要な切れ目ない支援につながるための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげます。	保健福祉課
乳幼児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査	身体計測、問診、診察などで、疾病や成長・発達に課題がある子どもの早期発見を行い、早期治療・早期療育を促します。	保健福祉課
5歳児健康診査	発達や情緒、社会性や集団行動の場面で課題がある児童を早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するため、5歳児健診を実施します。	保健福祉課
保健指導の充実	子どもが健やかに成長するための生活習慣形成や育児不安等に対する情報提供や相談活動を行います。	保健福祉課
親の育児不安解消のための相談指導実施	乳幼児健診や家庭訪問、個別相談、伴走型相談支援などあらゆる機会を通じて虐待を早期把握するよう努めるとともに、育児不安解消のため子育て相談体制の充実、健やかな子育てをするための意識啓発、子育てサポートの整備を行っていきます。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みに耳を傾け、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要と判断された家庭については、専門職につなげ適切なサービスを提供する活動により、家庭の孤立化を防ぎ、子育てしやすい環境をつくれます。	保健福祉課
妊婦に対する出産準備教育や相談指導実施	妊産婦専門相談や妊婦訪問、育児教室等により、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識・技術をとおして親になる心構えを養うとともに、育児の仲間づくりを進めます。	保健福祉課

取組名	取組の内容	担当課
産婦健康診査	産後2週間又は産後1か月等の時期に健康診査を受けてもらい、母体の身体的回復、精神状態や育児状況の把握等を行い産後の母子に対する支援を強化し、産後うつや虐待予防を図ります。	保健福祉課
産前ケア事業	妊娠中のお母さんの身体的ケア・精神的ケアを行うため、お母さんの体調確認や胎児エコー、出産・育児相談などを助産院委託により実施します。	保健福祉課
産後ケア事業	産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に身体的ケア・精神的ケアを行うため、助産院委託による産後ケア事業を実施します。	保健福祉課
子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターを運営し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。	保健福祉課
こども家庭センターの設置検討	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健及び児童福祉に関する包括的な支援を実施する「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。	保健福祉課

(2) 「食育」の推進

取組名	取組の内容	担当課
発育段階に応じた食に関する情報の提供	管理栄養士や栄養教諭を中心に子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解を促進し、地産地消の推進と食文化の継承に努めます。	教育委員会 保健福祉課

(3) 思春期保健対策の推進

取組名	取組の内容	担当課
性教育や薬物に関する教育	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、性感染・喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	教育委員会 保健福祉課
心の問題に係る相談体制の充実	個別指導（相談）の実施により、児童生徒の心の問題に継続的に対応していくため、悩み事を相談できる教職員と生徒の人間関係の確立、家族や学校種間相互の連携を図った保健管理を推進します。	教育委員会 保健福祉課

(4) 医療体制の確保

取組名	取組の内容	担当課
医療の確保・充実	鶴居村立診療所を中心に、村民の安心と安全を守るため、継続して医療の確保と充実に努めます。	診療所 保健福祉課
緊急医療について、近隣市町村との連携した取組	村内医療機関では対応が困難な病気やケガ、緊急医療については、釧路市等の専門病院との連携により、迅速で適切な医療が受けられるよう体制整備に努めます。	診療所 保健福祉課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの生きる力を育む教育の推進、保育園、小学校、中学校の連携強化による、切れ目のない支援の推進、保護者や地域住民の協力による地域に開かれた学校づくりを目指した取組を行います。

また、学校以外の場での安心安全な子どもの活動の幅を広げ、スポーツ、文化、芸術など多様な学びの推進及び機会の提供に向けた環境整備に努めます。

(1) 次代の親の育成

取組名	取組の内容	担当課
中学生が乳幼児とふれあう機会を広げる取組	中学生に対して助産師講話を行うとともに、乳児の保護者の協力による赤ちゃんとのふれあい体験を通じて生命の尊さや子育ての大切さを学ぶ機会をつくります。	保健福祉課 教育委員会

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

取組名	取組の内容	担当課
子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	家庭訪問により児童生徒の生活環境を把握し、保護者との信頼関係を深めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。	教育委員会
道徳教育の充実	学校においては道徳の時間をはじめ、多様な体験活動など、全教育活動を通じて「豊かな心」の育成に努めます。	教育委員会
地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進	ふるさとまつり等の、地域が行う各種行事への児童生徒の参加を促し、地域の伝統の理解や郷土の発展に寄与する心を育てます。	教育委員会
地域ともにある学校づくり（コミュニティ・スクール等）	鶴居中学校区で実施しているコミュニティ・スクールの運営を継続し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。 また、令和7年度に実施する小中学校の再編に合わせて、コミュニティ・スクールの組織見直しに向けた検討を進めます。	教育委員会
いじめ、非行等の問題行動や不登校に対応する体制整備	学校、教育委員会、関係機関等の連携強化により、児童生徒による問題行動等があった場合には、速やかに適切な指導・支援を行うとともに、ネット対策として学校における情報モラル教育やネットパトロールを推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	心身の健全な増進のため、子どもたちが様々なスポーツを体験でき、選択したスポーツを十分に追求できるような環境の充実を図るとともに、指導者の育成に努めます。	教育委員会

取組名	取組の内容	担当課
生涯にわたる心身の健康保持増進に必要な健康教育の推進	生涯にわたり心身の健康保持増進がされるよう、規則正しい生活・食習慣等、基本的な健康教育を行い、かつ、「早寝早起き朝ごはん」運動の取組や、地域の特産品を使った「ふるさと給食」を推進します。	教育委員会 保健福祉課
学校施設の計画的な維持整備	子どもたちの安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の改修工事を計画的に実施します。	教育委員会
情報教育環境の充実	ICTを活用した教育環境の充実を図るとともに、校務支援システムの活用により、学校や児童生徒に関する様々な情報を学校全体で共有し、きめ細やかな指導の充実や校務の業務効率化を図ります。	教育委員会
インターネットの活用に関する普及啓発	スマートフォン等の情報機器によるインターネットの活用に関して、ネット依存やネットいじめを防止するための家庭におけるルールづくりや有害情報対策に関する普及啓発に努めます。	教育委員会
SOSの出し方に関する教育	子どもが不安や悩みを抱え、命の危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めればよいか、を学ぶ教育を行います。	教育委員会

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、一人でも多くの子どもが育てられる環境づくりを推進します。

(1) 良質な居住環境の確保

取組名	取組の内容	担当課
良質な公営住宅の提供	老朽化した公営住宅の計画的な建て替えや修繕により、快適な居住環境の中で子育てができるよう配慮します。	建設課
広くゆとりのある住宅の確保に資する情報提供	子育て家庭が広くゆとりある住宅を確保できるよう、分譲地や空き家等についての情報提供を推進します。	企画財政課

(2) 公園の適切な管理

取組名	取組の内容	担当課
公園の整備・維持管理	子どもが身近な場所で遊ぶことができる場所として、公園の適切な維持管理を推進します。 また、子どもが安全に遊ぶことができるよう、老朽化した遊具の安全点検と更新を実施します。 新たな公園の整備を行う際には、子育て世代など住民ニーズを考慮した上で検討を進めます。	建設課 企画財政課

(3) 公共施設のユニバーサルデザイン化

取組名	取組の内容	担当課
公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	床段差解消や手すりの設置のほか、誰もが分かりやすいピクトサインの採用、多機能付きトイレの設置など、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。	建設課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況の中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

子育てがしやすい社会環境づくりの一貫として、子育て中の労働者が男女ともに育児休業を取得しやすく、また、職場復帰しやすい環境を整備されるよう、事業所への啓発や利用者への制度利用を促進します。

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

取組名	取組の内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	広報誌やパンフレット等の配布を通じて、仕事と生活の調和に関する周知・啓発を図ります。	産業振興課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

取組名	取組の内容	担当課
子育てサービスの充実、新たな支援策の検討	仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需用に応じた子育てサービス、保育サービス等の充実に努め、保護者が働きやすい環境を整えていきます。	保健福祉課
仕事と子育ての両立に関する法令の広報・啓発	労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法など、仕事と子育ての両立を支援する制度について、関係機関、事業主、地域住民への周知・啓発を図ります。	保健福祉課 産業振興課
ジェンダーバイアスの解消	社会的・文化的な性別（ジェンダー）に対する偏見や、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、関係機関、事業主、地域住民へのパンフレット等を活用した周知・啓発を図ります。	保健福祉課 教育委員会

基本目標6 子ども等の安全確保

子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪にあわれないようなむらづくりを地域で推進します。

(1) 交通安全を確保するための活動の推進

取組名	取組の内容	担当課
歩行者にやさしい歩道、通園通学路の整備の推進	子どもや子ども連れの親子等が安心して歩くことができるような、安全で広く歩きやすい歩道、通園通学路の整備を計画的に推進します。	教育委員会 保健福祉課 建設課
通園路、通学路の交通安全対策	鶴居村通学路交通安全対策プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通園、通学できるよう道路の安全確保を図ります。	教育委員会 保健福祉課
交通安全教育指針に基づいた実践型の交通安全教育の実施	子どもを交通事故から守るため、警察、学校、関係機関等と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催等による交通安全教育や啓発を推進します。	総務課
チャイルドシート使用の徹底	チャイルドシート使用の徹底をはじめ、SS（スピードダウン・シートベルト着用）運動の展開など総合的な交通事故防止対策を推進します。	総務課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

取組名	取組の内容	担当課
住民の防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供	子どもの安全を確保するため、登下校時にパトロール隊による巡回を行い、駐在所発行広報紙のほか、不審情報があった場合には、IP告知端末や学校安心メール等を通じ速やかに注意を呼び掛けます。	教育委員会 総務課
「子ども110番の家」の推進	子どもが不審者から声を掛けられたりした場合等、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」を推進します。	教育委員会
インターネット犯罪の防止	インターネット上の犯罪から子どもを守るため、北海道や警察との連携による対策に努めます。	教育委員会

(3) 防災対策の推進

取組名	取組の内容	担当課
防災に関する情報提供と意識の高揚	防災意識の向上と災害発生時のスムーズな避難行動を図るため防災ハザードマップを村ホームページに掲載し、適宜更新を行います。	総務課
防災訓練の実施	災害発生時に子どもが適切な行動をとることができるよう、学校や地域において防災訓練を実施します。	総務課

基本目標7 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

児童虐待に関する啓発に努め、その防止を図るとともに、地域や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見体制、虐待を受けた子どもの適切な保護体制など、児童虐待に関する施策に取り組みます。

また、ひとり親家庭や生活困難な家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を図るとともに、障がいのある子どもが一人ひとりの可能性を伸ばし自立や社会参加ができるよう、障がいの程度や発達段階に応じた療育・教育等の内容の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

取組名	取組の内容	担当課
幅広い参加による虐待防止ネットワークの設置	児童虐待をはじめとする複雑かつ多様化する家庭問題に対応するため、鶴居村地域福祉推進協議会により、諸問題の発生予防、予後活動を行い、健全な家庭環境の醸成と地域福祉の向上を図ります。	保健福祉課 教育委員会
要保護児童対策協議会の推進	学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組を目指します。また、実務担当者における学習・研修会などへの参加や、連携を図ります。	保健福祉課 教育委員会
主任児童委員等による相談活動	主任児童委員が中心となり、学校や家庭への訪問等による相談活動を実施し、児童虐待の早期発見・防止に努めます。	保健福祉課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	役場保健福祉課の相談窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。	保健福祉課
こども家庭センターの設置検討（再掲）	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健及び児童福祉に関する包括的な支援を実施する「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。	保健福祉課
犯罪、児童虐待により被害を受けた子どもに対する支援	犯罪、虐待により被害を受けた子どもに対しては、児童相談所等専門機関の協力により早期のカウンセリングを実施し、心のケアを行います。	保健福祉課 教育委員会
保護者に対する関係機関と連携したきめ細かな支援	保護者の気持ちに十分配慮し、関係機関連携によりきめ細かな支援を行います。	保健福祉課 教育委員会

(2) ひとり親家庭等の自立支援

取組名	取組の内容	担当課
相談体制の充実や情報提供	母子家庭等のひとり親家庭は、社会的にも経済的にも不安定な状態にあるため、相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報提供を進めます。	保健福祉課
ひとり親家庭等への経済的支援（再掲）	児童を養育しているひとり親家庭等の自立に向けて、児童扶養手当などの経済的支援を行います。	保健福祉課

(3) 障がい児施策の推進

取組名	取組の内容	担当課
適切な医療、在宅サービスの提供、支援体制の整備	障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実していきます。在宅の心身に障がいがある児童には、早期療育や集団生活への適応訓練と家族に対する必要な指導助言等を進めるとともに、障がいを持つ子どもたちの親の会を支援します。	保健福祉課
療育に特別なニーズがある子どもについての適切な支援	軽度の発達障がいなど療育に特別なニーズがある子どもを支援するため、指導の充実を図るとともに、必要に応じて心理士や理学療法士、言語聴覚士などを派遣します。	保健福祉課
保育園における障がい児の受入推進	集団保育が可能な障がい児については保育園に積極的に受け入れ、療育機関や専門職種と連携を図りながら発達相談を実施するなど、保護者の育児不安の解消に努めていきます。	保健福祉課
障がい福祉サービス利用者への送迎事業	児童発達支援センター及び障がい児通所サービスを利用する方を対象に送迎を行います。	保健福祉課

(4) 外国人幼児等への支援

取組名	取組の内容	担当課
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などが円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人幼児及びその保護者に対して相談対応などの支援を行います。	保健福祉課

第6章 事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化		
妊婦のための支援給付 【新規：令和7年4月1日施行】		
妊婦の認定時及び子ども的人数届け出時に給付金を支給		
乳児等のための支援給付 【新規：令和8年4月1日施行】		
こども誰でも通園制度		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業【こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型追加】	
	②地域子育て支援拠点事業	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業（時間外保育事業）	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑮児童育成支援拠点事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑯親子関係形成支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑰妊婦等包括相談支援事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）		
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規：令和7年4月1日施行】		
⑲産後ケア事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業 【新規：令和8年10月1日施行】		
1歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援		

(1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本計画においては、鶴居村子ども・子育て支援事業計画で設定した区域を継承し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全村 （1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、鶴居村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業（時間外保育事業） ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ⑰産後ケア事業	全村 （1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、鶴居村内を1区域とします。

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

合計で見ると、就学前児童数及び小学生児童数ともに令和7年度からおおむね減少する見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	8	10	10	11	11	12
1歳	14	7	9	9	10	10
2歳	12	16	7	10	10	12
3歳	17	12	17	7	10	10
4歳	14	17	12	17	7	10
5歳	10	14	17	12	18	7
合計	75	76	72	66	66	61

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

■小学生児童数の推計値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6歳	26	11	15	19	13	19
7歳	22	27	11	15	20	13
8歳	26	22	27	11	15	20
9歳	14	26	22	27	11	15
10歳	17	14	26	22	27	11
11歳	11	17	14	26	22	27
合計	116	117	115	120	108	105

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	15	16	13	12	10
1号認定		15	16	13	12	10
2号認定で教育の意向強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足 (②-①)		5	4	7	8	10

《確保方策の考え方》

村内には幼稚園・認定こども園がないため、1号認定は「鶴居保育園」における特別利用保育及び広域入所での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	35	38	29	29	22
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足 (②-①)		5	2	11	11	18

《確保方策の考え方》

2号認定は「鶴居保育園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園・地域型保育施設）

①2歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	10	6	8	8	9
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		0	5	4	4	3

②1歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	5	7	7	8	8
確保方策 ②		8	8	8	8	8
過不足 (②-①)		3	1	1	0	0

③0歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	1	1	1	1	1
確保方策 ②		2	2	2	2	2
過不足 (②-①)		1	1	1	1	1

《確保方策の考え方》

2号認定は「鶴居保育園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型があり、令和7年度から伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されます。

■利用者支援事業の実施箇所数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
基本型・特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1

《確保方策の考え方》

令和7年度から妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業により妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談に応じます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

これまで実施してきた子育て支援事業「あそびのひろば」や子育てサークル「ひよこ会」等の内容を継続しながら、地域子育て拠点としての子育ての交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用回数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人回/月	138	109	126	130	143
確保方策 ②		150	150	150	150	150
過不足 (②-①)		12	41	24	20	7

《確保方策の考え方》

鶴居村子どもセンター「こすもす」に設置している子育て支援センターでの受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績を考慮すると、子育て支援センターの受け入れ体制で量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

産婦健康診査は、産婦の身体的機能回復、精神状態の把握等を行う産婦に対する健康診査を実施する事業です。

■妊産婦健康診査の健診回数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	回	189	189	208	208	227
確保方策 ②		250	250	250	250	250
過不足(②-①)		61	61	42	42	23

《確保方策の考え方》

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保と受診しやすい環境づくりを推進するとともに、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進委員等が乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	10	10	11	11	12
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足(②-①)		10	10	9	9	8

《確保方策の考え方》

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、乳児のいる世帯の訪問を通じて子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本村では当事業を実施しておらず、養育支援が特に必要な家庭に対して個別に指導・助言を行う等の対応を行ってきました。

今後も養育支援訪問事業としての実施は予定していませんが、養育支援が必要な家庭に対してはきめ細やかな対応を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日	5	5	4	4	4
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△5	△5	△4	△4	△4

《確保方策の考え方》

本村には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はわずかにあると見込んでいますが、本事業を必要とする保護者には近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て援助活動支援事業の利用はないと見込んでいますが、小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、子育てサポート事業での受け入れを行うこととします。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日	203	192	176	176	163
確保方策 ②		250	250	250	250	250
過不足 (②-①)		47	58	74	74	87

《確保方策の考え方》

一時預かり（幼稚園型）は計画期間内において利用はないと見込んでいます。一時預かり（幼稚園型以外）は、ファミリーサポート事業での受け入れを確保方策とします。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

■延長保育事業の利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	15	15	12	13	11
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足 (②-①)		5	5	8	7	9

《確保方策の考え方》

「鶴居保育園」で実施している延長保育、鶴居村社会福祉協議会にて実施している「鶴居村子育て支援対策事業」により利用希望者の量の見込みを確保します。

これまでの実績を考慮すると、現在の受け入れ体制で量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

■病児保育事業の延べ利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人日	11	11	10	10	9
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△11	△11	△10	△10	△9

《確保方策の考え方》

量の見込みでは病児保育事業の利用ニーズがある状況ですが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の利用者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人	78	76	78	69	70
1年生		9	12	15	10	15
2年生		19	8	11	14	9
3年生		15	18	8	10	14
4年生		16	14	17	7	10
5年生		9	16	13	16	7
6年生		10	8	14	12	15
確保方策 ②		80	80	80	80	80
過不足 (②-①)	2	4	2	11	10	

《確保方策の考え方》

鶴居村子どもセンター「こすもす」に設置している「鶴居放課後児童クラブ」と下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

これまで村内保育園の給食費及び補食（おやつ）費を助成してきました。今後も保護者のニーズ等を勘案し、必要とされる助成について検討を進めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

《確保方策の考え方》

本村では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

《確保方策の考え方》

本村では当事業の対象となる児童は過去にわずかに存在しており、学校や役場窓口等における相談対応や先生や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童を把握した場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

《確保方策の考え方》

本村では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人回	90	90	99	99	108
確保方策 ②		120	120	120	120	120
過不足 (②-①)		30	30	21	21	12

《確保方策の考え方》

保健師が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

現在の「子どものための教育・保育給付」とは別に、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園・幼稚園などで、時間単位で子どもを預けられるようにする制度です。

なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置付けられます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人 (必要定員数)	3	3	3	3	3
0歳		1	1	1	1	1
1歳		1	1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	1
確保方策 ②		0	3	3	3	3
0歳		0	1	1	1	1
1歳		0	1	1	1	1
2歳		0	1	1	1	1
過不足 (②-①)		△3	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

令和7年度に当事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、令和8年度から当事業を開始する予定です。

(19) 産後ケア事業【新規】

産後退院後から産後11か月までの間に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人日	27	27	30	30	33
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足 (②-①)		13	13	10	10	7

《確保方策の考え方》

村外の助産院への委託により産後ケア事業の提供体制を確保し、産後の体調不良や育児不安のある方を支援します。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

本村の就学前児童数は減少傾向にある上、既に教育・保育施設として「鶴居保育園」が整備されているため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

将来的な認定こども園への移行については、教育・保育の量の見込み、財政状況等を考慮し、取組を進めるものとします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

「鶴居保育園」における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

支援を必要とする子どもに対しては、鶴居村障がい福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

また、子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

加えて、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 保育所と小学校等との連携の推進

「鶴居保育園」及び各村内小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、「鶴居保育園」と村内各小学校との連携を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 村民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、鶴居村子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、鶴居村子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の点検・評価と見直し

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に鶴居保育園においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本村の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。そのためのツールとして、「発達支援ファイル」を導入し、関係機関でつくる「地域福祉推進連絡協議会」において縦横連帯の地域支援体制を構築します。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

鶴居村子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、鶴居村における子ども・子育て支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、鶴居村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （4）その他村長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす。

（運営）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年8月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

鶴居村子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属団体等	氏名	備考
第1号 (保護者)	鶴居保育園父母の会(副会長)	石井明香	
	鶴居小学校PTA(副会長)	齋藤欣己	
	幌呂小学校PTA	小田智美	
	下幌呂小学校PTA(会長)	畠山務	
	おひさまの会(会長)	植田牧	
第2号 (事業従事者)	主任児童委員	佐々木智恵子	
	主任児童委員	小淵尚子	
	母子保健推進委員	上野まゆみ	
第3号 (学識経験者)	教育委員会委員	藤原千晶	副会長
	鶴居小学校校長	笹川義孝	会長

計画策定の経過

年月日	会議名等
令和6年6月	「第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査
令和6年8月29日(木)	令和6年度 第1回鶴居村子ども・子育て会議 ○計画策定の概要について ○子ども・子育てを取り巻く状況について ○第2期計画の実施状況について ○アンケート調査結果について
令和6年12月17日(火)	令和6年度 第2回鶴居村子ども・子育て会議 ○第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年1月6日(月)～ 令和7年1月31日(金)	パブリックコメント(村民意見募集)
令和7年3月17日(月) (書面会議)	令和6年度 第3回鶴居村子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの結果について ○第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画案について

第3期鶴居村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行／鶴居村保健福祉課

〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

Tel 0154 (64) 2116 Fax 0154 (64) 2577

ホームページ <https://www.vill.tsurui.lg.jp/>
